

博士課程に入学し、第一種奨学金を希望する方へ 特に優れた業績による返還免除内定制度のご案内

1 はじめに、特に優れた業績による返還免除とは・・・

大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、奨学金の全額または半額を返還免除する制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

奨学金の貸与終了時に、修了予定の大学院へ申請し、大学から本機構へ推薦される必要があります。

2 返還免除内定制度とは・・・

貸与終了時に認定する特に優れた業績による返還免除を、博士（後期）課程1年次に内定する制度です。本機構は、文部科学省関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案し、対象となる大学に推薦依頼を行います。**博士（後期）課程1年次の夏以降、大学に申請可能であるか確認してください。**

（参考）2025年度の内定者は、101大学164人でした。

3 よくある質問

Q. 内定者に認定されれば、必ず返還免除されますか？

A. 貸与終了時に内定者として返還免除を申請し、大学から推薦されることにより免除となります。

ただし、貸与期間中に学業不振等のため、奨学金の交付に係る「停止」又は「廃止」の処置を受けた場合や、修業年限内で博士課程を修了（学位取得）できなくなった場合（災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなったことを大学が認めた場合を除く）は内定取消となります。

なお、内定取消となった場合でも、改めて貸与終了時に特に優れた業績による返還免除を申請する機会があります。

Q. 内定者に認定されれば、全額免除になりますか？

A. 内定時に、全額または半額免除の区別はありません。貸与終了時に、貸与期間中の業績により、いずれかに認定されます。

Q. 入学した大学から内定制度に申請できないと案内された場合は、返還免除を申請できないのですか？

A. 内定制度への申請はできませんが、貸与終了時に、特に優れた業績による返還免除を申請する機会があります。

Q. 内定の申請結果を確認する方法はありますか？

A. 内定者として認定された場合は、内定決定通知を大学を通じて交付します。また、スカラネット・パーソナルの詳細情報の「特に優れた業績による返還免除制度の進学時内定制度」欄に「対象」と表示されます。

4 他の支援を受けている場合の注意事項

2023年度以降に第一種奨学生として採用された者から、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」のうち、**研究奨励費等生活費相当額の支援を受けた者は、特に優れた業績による返還免除及び返還免除内定制度の対象外になります。**

5 くわしい情報はこちら

日本学生支援機構ホームページ「（博士課程）返還免除内定制度」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/naitei.html>

